

目次

PART I 精神障害者への援助充実に向けて

1	精神保健福祉相談の流れ	1
2	精神障害者への援助の視点	2
3	円滑な面接をすすめるために	
(1)	面接にあたっての留意点	4
(2)	日々の現業活動で心掛けること	4
ア	訪問調査活動	4
◇	病状悪化時の留意点	4
◇	各訪問形態による留意点	5
イ	所内面接	5
◇	精神障害者からの病状についての聴取ポイント	5
ウ	電話対応	6
(3)	幻覚や妄想のある者に対する面接上の留意点	6
(4)	面接を拒絶する者への対処について	6
4	充実した援助活動に向けて	
(1)	生活状況・病状の詳細な把握	7
ア	生活状況の把握	7
イ	病状の把握	7
<メモ>	PSWとは	7
(2)	適切な処遇方針の樹立	8
(3)	安定した療養生活の実現に向けて	8
ア	通院治療	8
◇	規模等別医療機関の特徴	8
<メモ>	精神科への受診指導について	9
イ	精神科デイケア	9
◇	京都市内のデイケア施設	9
ウ	入院治療	10
◇	入院の種類	10
エ	精神科訪問看護	12
オ	精神保健福祉相談	12
<メモ>	精神保健福祉相談員とは	12
カ	療養態度の是正に向けて	12
<メモ>	薬物療法とその副作用について	13
キ	その他	14
(4)	精神障害者を抱える家族の問題	15
ア	家族の負担	15
イ	家族への支援	15
◇	家族会の活動	16
(5)	「閉じこもり」ケースへの援助	16
(6)	アルコール依存症患者への援助	17
ア	治療上の留意点	17
イ	自助グループについて	17
ウ	断酒会等参加のための移送費	18
エ	社会復帰に向けて	18
(7)	長期入院患者への援助	19
ア	療養状況の把握	19
<メモ>	入院日用品費累積金の取扱いについて	19
イ	退院後の生活支援	20
◇	精神障害者福祉ホーム	20
◇	精神障害者グループホーム	20

(8) 能力の活用に向けて	21
ア 社会資源の活用	21
◇精神障害者共同作業所	21
◇精神障害者通所授産施設	21
◇精神障害者社会適応訓練（通院患者リハビリテーション）	21
<メモ> 社会復帰相談指導事業等に参加のための移送費	21
イ 就労援助	22
◇京都障害者職業相談室	22
5 関係機関との協力体制の確保	
(1) 保健所における地域精神保健福祉活動	23
(2) 精神保健福祉センター	24
(3) 京都市こころの健康増進センター	24
6 他法他施策の活用	
(1) 精神障害者保健福祉手帳	25
(2) 通院医療費公費負担（精神保健福祉法第32条の適用）	26
(3) 経済的給付（障害年金等の受給）	28
<メモ> 障害者加算（生活保護法）の認定について	30
(4) 地域福祉権利擁護事業	31

PART II 参考編

7 精神保健福祉行政の概要	32
8 精神障害の基礎知識	
(1) 精神障害の定義	33
(2) 精神障害の分類	33
(3) 代表的疾患について	33
ア 精神分裂病	34
イ 躁うつ病	35
ウ 神経症	37
エ 依存症	38
オ てんかん	40
カ その他の精神疾患	40

PART III 資料集

9 資料集	
(1) 精神病院名簿	44
(2) 精神科・神経科を標榜する病院（外来のみ）	45
(3) 精神科・神経科を標榜する医院・診療所	47
(4) 精神保健関係団体	50
(5) 精神障害者共同作業所	50
(6) 精神障害者地域生活援助事業	51
(7) 精神障害者社会復帰施設等	51
(8) 断酒会等例会一覧	52

PART IV 索引

10 索引	57
--------------	----

この手引書の活用にあたって

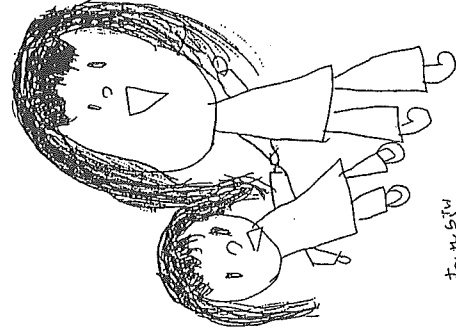
索引を積極的に活用し、「精神障害に関する用語集」としてもこの手引書を役立ててください。

なお、この冊子における「精神障害者」は、知的障害者を除き、精神病や神経症等で医療機関に受診している、又はそれが必要な者を包括して表現しています。

生活保護

母子世帯に対する処遇の充実に向けて

～ 処遇の視点と方策～



アサヒ

京都市民生局社会部地域福祉課

資料 4-2
(京都市)
⑤

資料 4-2
(京都市)
⑤

はじめに ～母子世帯に対する自立の助長と処遇～	1
1 離別直後の生活基盤の安定のために	5
その視点	5
その方策	7
2 稼働能力を活用するために	9
その視点	9
その方策	10
3 子供の健全な育成のために	11
その視点	11
その方策	12
4 扶養義務者からの援助を確保するために	13
その視点	13
その方策	14
5 他法他施策の活用のために	17
その視点	17
その方策	18
6 自立への第一歩を踏み出すために	21
その視点	21
自立した生活を維持するために（制度活用）	22

処遇の要点

◎共通事項

- ▷ 世帯主の成育歴の把握
- ▷ 母子家庭に至った経緯の把握
- ▷ 家事能力及び消費生活の実態の把握
- ▷ 心労、生活不安の程度の把握
- ▷ 扶養義務者の状況及び世帯との交流状況の把握と援助指導
- ▷ 近隣居住者との交流状況の把握と交流促進
- ▷ 子供に対する養育能力と養育状況の把握
- ▷ 自立（稼働能力活用）意欲の程度の確認と就労阻害要因の察知・除去及び求職活動支援
- ▷ 養育料・慰謝料及び財産分与の請求指導（係争中の場合は家庭裁判所の調停経過の把握）
- ▷ 他法他施策の適用状況の確認と活用指導
- ▷ 自立の助長と自立後の制度活用

○サラ金など借金による生活破綻の場合

- ▷ 精算方法、法的処理の状況把握
- ▷ 債権者の強引な取立てによる生活への影響
- ▷ 借金による家計の圧迫

○（前）夫との別居・夫が行方不明の場合

- ▷ 所在の確認（戸籍の附票、捜索願の届出等）
- ▷ 世帯認定・扶養義務に係る福祉事務所としての判断
- ▷ 相手方からの暴力や嫌がらせ等による生活への悪影響
- ▷ 再同居や夫の所在判明後の夫婦関係調整の可能性の有無の確認

○夫の逮捕拘留・服役

- ▷ 福祉事務所による生活実態の把握
- ▷ 釈放の見通しや出所時期の確認

○心身障害児を養育している場合

- ▷ 児童相談所、保健所等関係機関の意見及び療育経過の把握とこれら関係機関による指導援助の状況把握

処遇の方策

- ▷ 生活環境や生活実態及び需要の把握と対応方法
- ▷ 実家など扶養義務者、近隣との交流促進指導
- ▷ 夫からの暴力・嫌がらせへの対応策としての母子生活支援施設や緊急一時保護施設への入所
- ▷ 公営住宅入居申請指導
- ▷ サラ金業者からの取立てに対する措置
- ▷ 児童養護施設・児童自立支援施設などの活用や学校、児童相談所等関係機関との連携による子供の健全な育成指導
- ▷ 保育所・学童保育など家庭児童対応施設の活用による就労環境の整備及び公共職業安定所（ハローワーク）等を活用した就労促進
- ▷ 夫婦関係の調停、調権、財産分与・養育費請求のための家庭裁判所の活用指導
- ▷ 遺族年金、児童手当、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、奨学金制度など他法他施策の活用指導
- ▷ 生活保護法第4条（保護の補正性の原理）の趣旨の徹底
- ▷ 自立意欲の喚起及び自立後の活用施策の教示

1 離別直後の生活基盤の安定のために（その視点）

世帯により程度の差はありますが、母子世帯においては常に生活上の問題を抱えています。特に、母子世帯になる時やなつてからさほど時間が経過していない時期においては、夫（子の父親）の喪失という世帯形態や生活スタイルの変化により不安定となっている生活基盤を立て直すだけの力量を欠いている場合が多いものです。

離婚を要因とした心労や今後の生活などの不安、住居問題、借金の取立てなど各世帯ごとに違ったさまざまな生活上の問題を抱えていることを念頭に置きながら、当該世帯の詳細な生活実態や問題点を的確に把握するとともに生活基盤が安定するよう導くための援助が重要な課題となります。

夫との離別を要因とした心労や今後の生活など精神不安の緩和・除去

* 生活実態の詳細な把握

相談機関の活用助言

* 野田ワカ-「米田荘」
母子児童相談員

父母兄弟姉妹、近隣との交流の促進及び必要に応じた実施機関からのアプローチ

父母との同居についての検討

現住居の適否及び住居の確保についての検討

名義変更指導

府営・市営住宅への入居申請指導

* 優先入居

夫の暴力により家庭生活が脅かされる場合の対応
（親族との相談では解決できない場合）

母子生活支援施設

* 「母子寮」

緊急一時保護施設

* 京都府婦人相談所

サラ金業者の取立てへの対策

* サラ金等負債の整理（法律相談、自己破産）

各区・支所法律相談
京都弁護士会

脅迫等暴力行為

警察

当面の生活設計の樹立

母子世帯として生活を維持して行くための考えの聴取・相談

注） 及び （「警察」欄見送り）

（「警察」欄見送り）

（「警察」欄見送り）

（「警察」欄見送り）

（「警察」欄見送り）

（「警察」欄見送り）

マネジメントサイクルに従った処遇の推進 及び 具体的な処遇方針の樹立について(案)

目 次

1	マネジメントサイクルに従った処遇の推進	2
2	具体的な処遇方針策定のプロセス	5
	(1) 処遇方針策定にあたっての留意事項	5
	(2) 現行の個別協議票との比較	7
	(3) 要因に応じた計画の例	8
	(4) 新個別協議票様式(案)	9
3	具体事例	
	(1) —ア 単身高齢者(日常生活に問題なし)	12
	(1) —イ " (日常生活に問題あり)	14
	(1) —ウ 知的障害者(就労経験なし)	16
	(2) —ア 稼働能力活用不十分	18
	(2) —イ 稼働能力不活用	20

平成 16 年2月(改訂)

保健福祉局・監査指導課

1 マネジメントサイクルに従った処遇の推進

(1) どんな仕事でもその業務の推進においてはP D C Aのいわゆるマネジメントサイクルを進めることが基本です。

ア 仕事をするにあたっては、まず計画 (Plan) をたて、それに基づいて行動 (Do) を起こす。その行動の結果を逐次計画に照らして評価 (Check) し、必要に応じて改善 (Action) を行うというサイクルです。

(ア) Plan (計画：目的を決めて計画をたてる)

目的をはっきりさせる。情報を集め、方法、手順、期間等計画を立てる。

(イ) Do (実施：計画どおりに実施する)

決定したとおり仕事を進めていく。

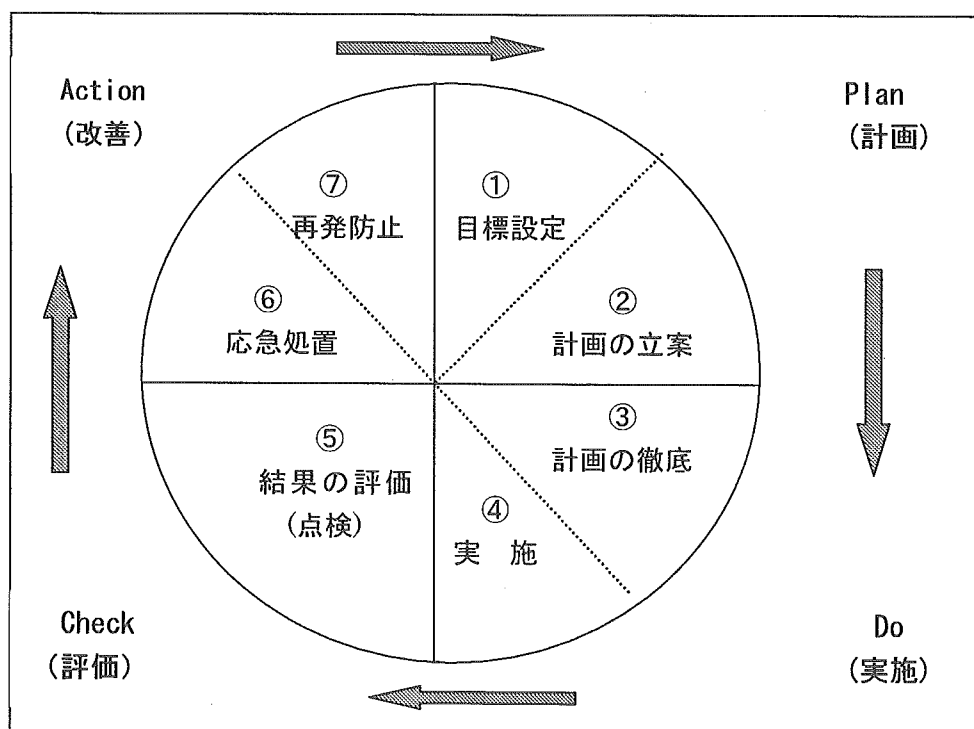
(ウ) Check (評価：仕事の進捗状況や実施結果を検討・評価する。)

進捗状況を常に把握し、実施の途中で発生したズレは、たえず調整して、あらかじめ計画した線に従うよう努める。

実施の結果を、最初の計画と比較、検討する。もし、差異があれば、それはなぜなのか原因を調べる。

(エ) Action (改善：改善点を検討し実行する。)

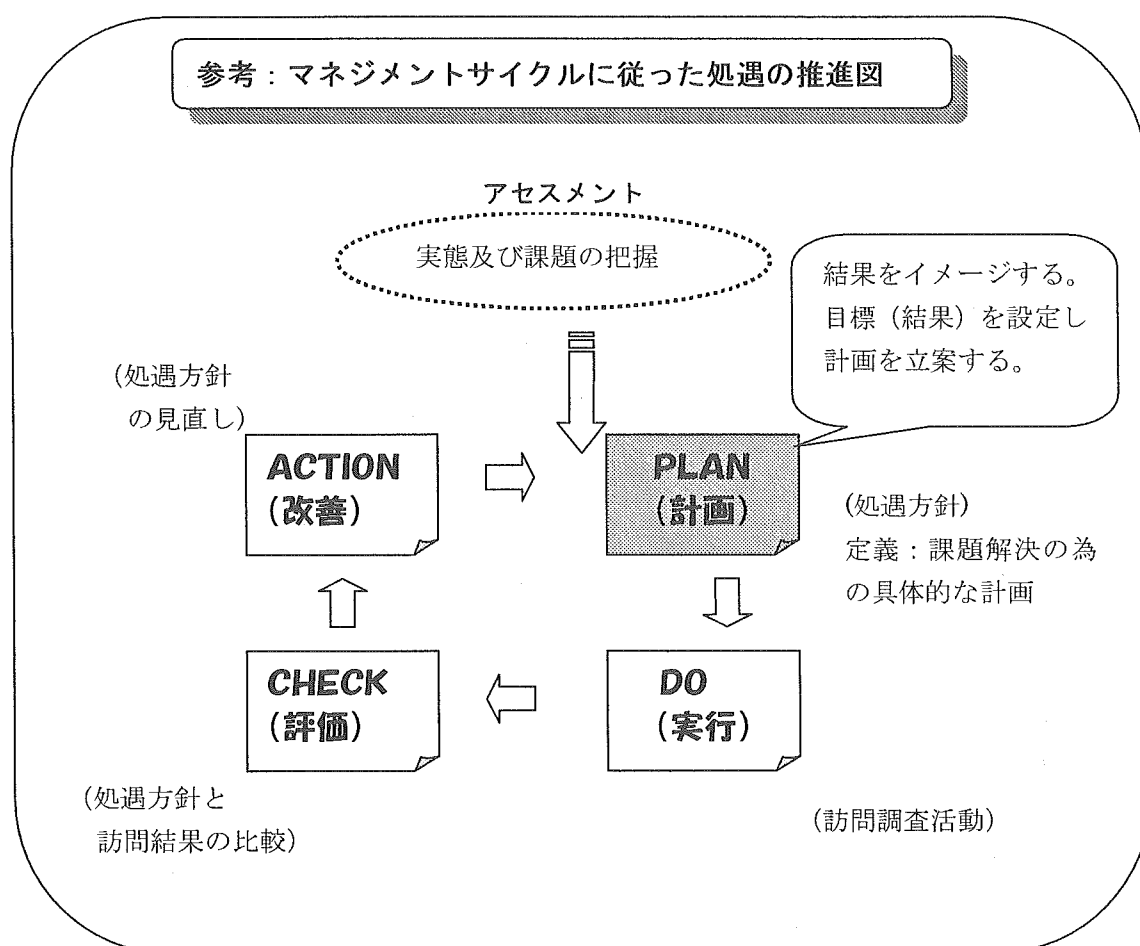
調べた結果を次の計画に反映させる。



イ 生活保護業務も当然、このマネジメントサイクルに従って行われている

ます。

ウ 生活保護業務のマネジメントサイクルの出発点である「計画（Plan）」は運営方針であり、個別の被保護者の場合は処遇方針です。事務所の運営は運営方針に添って行われ、ケース処遇は当該ケースの今後の指導援助の方針である処遇方針を巡って展開されます。



- (2) しかし、最近の監査結果を見ると、
- Pである処遇方針が世帯の実態に合っていないもの。具体的でないもの。指導援助の期間が不明なもの。
 - Dで処遇方針どおりの指導援助が行われていないもの。
 - C、Aが不十分あるいは行われていないなどの問題が発生しています。
- (3) この、マネジメントサイクルどおりに仕事が行われていないことが、
- ア 監査での指摘事項がなくなる。
 - イ 事務所の実施水準に格差がある。
 - ウ 人事異動により実施水準が低下する。

主要因であると思われます。

(4) また、副要因としては、本市では、処遇方針の樹立（計画段階）を個別協議で行っているが、個別協議票の様式そのものに不備があり、計画自体が適切に樹立されるシステムになってないことにあると考えます。具体的には、

- ・ 処遇方針樹立にあたっての情報が少ない。
- ・ 処遇方針樹立が科学的に行われていない。(樹立の手順が様式上不備)
- ・ 具体性に欠けている。
- ・ 目標と処遇方針を混同している。
- ・ 指導援助の期間が明確でない。
- ・ 期間経過後の評価がきちんと行われていない。

(5) よって、まず計画を適切（科学的）に樹立するために、処遇方針樹立の手順を理解していただくというものです。

本来は個別協議票の様式自体を手順に添った内容に変更すれば良いのですが、電算システムの変更が必要なため、既存の様式を使用して説明します。

(6) なお、実際の処遇にあたって忘れてはならないのは、処遇方針は本来は被保護者と協働で樹立するものであるということです。

被保護者と一緒に問題点や課題を明らかにするとともに、世帯主や家族の意向を確認し、目標の設定や解決の順序、どのように行動するか。など、被保護者も参加して処遇方針を策定することが必要です。

協働は無理としても、少なくとも意向の反映は必要であり、樹立した処遇方針は被保護者も十分に理解していることが大事です。

なぜなら、ケースワーカーの働きかけ(処遇方針に添った指導・援助)により行動を起すのは被保護者自身であるからです。処遇方針を理解していないと、ケースワーカーの指導・援助と被保護者の行動にミスマッチが生まれ、指導に従わない、あるいはケースワーカーは無理難題を言うとなります。

但し、協働で樹立する、意向を反映すると言っても、被保護者の言いなりになる。要求をすべて受け入れるとは違います。

自分のことは自分で決める。自分で選択した生活が送れる処遇方針であり、自立（保護からの脱却という狭い意味ではない。）の方向に意欲と動機付けが出来る処遇方針であることが必要です。

2 具体的な処遇方針策定のプロセス

(1) 処遇方針策定にあたっての留意事項

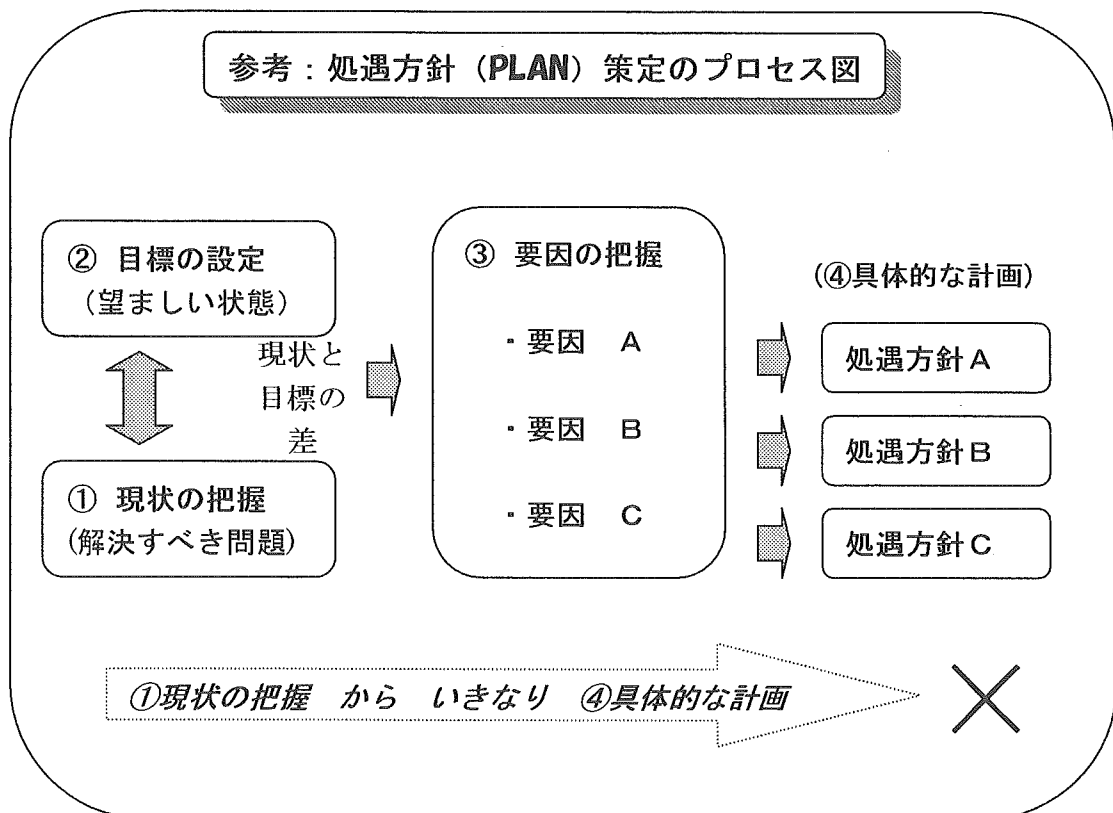
処遇方針は、課題解決のための具体的な計画です。課題を解決するためには、下記の点に留意する必要があります。

ア 問題点の本質を（真の要因、原因）を見つける。

いきなり、課題から計画(処遇方針)をたてるのではなく、要因（原因）を把握し、要因に応じた計画(対策)を立てることが必要です。要因が明らかになってないと、とんでもない計画になってしまい、問題は解決しないことになります。

要因により対処（改善）方法は違います。要因を把握するには以下のプロセスで行います。

- (ア) 現状を把握する。
- (イ) 目標（望ましい状態、あるべき姿）の設定する。（どうなったらよいか）
- (ウ) 現状と目標の間に差（ギャップ）があります。ギャップの存在が目標を達成できない要因です。
- (エ) 要因に応じた、処遇方針をたてる。



ア 解決すべき要因を絞り込む（効率化の法則）

要因のすべてをいっぺんに解決するのは不可能です。解決の手を打つべき要因をしぼることが必要です。（又は優先順位をつける）

数多くの誘因の中から解決の手を打つべき重要な要因（喫緊の要因）をしぼりこみ、その部分の処遇方針を樹立することです。

(ア) 「80/20の原則」 数ある要因の中から20%の重要な要因を選び出して解決の手を打てば、それだけで問題全体の80%は解決できます。

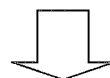
(イ) 「ABC分析の法則」 数ある要因を分類整理して、その重要な順に解決の手を打っていけば、効率的に問題点は解決されます。

(2) 現行の個別協議票との比較

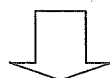
手 順	内 容	現行の個別協議票
アセスメント (現状の把握)	① 現状(実態)の把握 心身の状況、稼働能力(稼働状況)、生活環境、社会資源の活用状況、扶養義務者、他法他施策等	不十分 * 現行の個別協議票の様式では情報量に制限があるので別様式とする必要がある。
	② 被保護者の意向(将来計画、生活設計)	記入欄無し (意向の反映が不十分。樹立された処遇方針も、十分に説明されていない。)



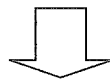
課題の設定	③ 生活していく上での解決すべき 漠然とした 課題(解決すべき問題)の設定	問題点欄
-------	--	------



目標の設定	④ 課題解決のための目標の設定(あるべき姿、望ましい状態)	記入欄無し (書くとなれば処遇方針欄)
-------	-------------------------------	------------------------



要因(原因)の把握(課題の明確化)	⑤ 課題の要因(真の原因)の把握	記入欄無し (書くとなれば問題点欄)
-------------------	---------------------------	-----------------------

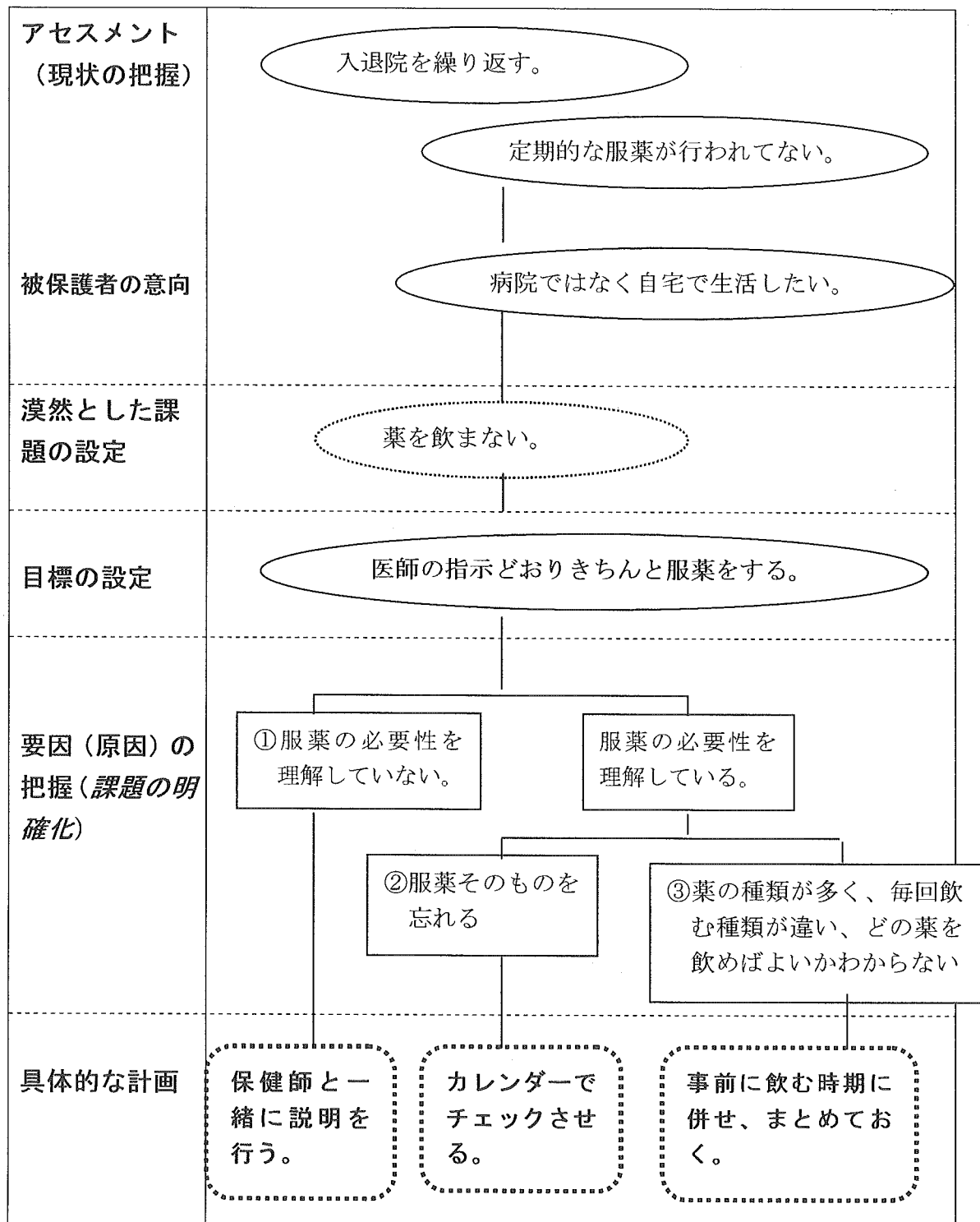


課題(要因)解決のための具体的な計画	⑥ 課題(⑤の要因)解決のために提供する具体的な指導・援助(サービス)の内容	処遇方針欄
	⑦ 指導・援助(サービス提供)にあたっての留意事項	
	⑧ 指導・援助の優先順位	
	⑨ 達成時期(指導・援助期間)	処遇方針欄
その他	⑩ 評価の時期	

現行の個別協議票は②④⑤がなく、すべてのことが処遇方針欄を使用して行われている。

(3) 要因に応じた計画の例

(例) 疾病の増悪により入退院を繰り返すケース



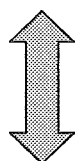
(4) 新個別協議票様式 案-1

ケース番号		世帯主氏名	
住所			

員	世帯構成員氏名	続柄	生年月日	年齢	職業				

目 標
 ① 医師の指示どおりきちんと服薬をする。
 ② 自宅での生活が継続できる。

課題
 薬を飲まない。



現状と
 目標の
 差

要 因
 定期的な服用が行われてない
 ① 服薬についての理解が不十分である。
 ② 服薬そのものを忘れることがある。
 ③ どの薬を飲めばよいかわからない。

現 状

- ・ 高齢単身者。〇〇病で入退院を繰り返す。(薬を飲んでない。)
- ・ 医師処方薬が余っている。
- ・ 薬の種類は3種類で、余り方に偏りがある。

エコマップ(社会資源の相関図)を記入する。
 (必要に応じ別用紙とする。)

要因No.	処遇方針	実行者	指導時期	評価時期	期待される変化(評価指標)
①	服薬の必要性について説明する。(初回は保健師同行)	CW 保健師	4月末	5月末	服薬の必要性を理解する。(*②と併せて判断する。)
②	カレンダーに、服薬をした日の印をつけさせ、自己管理をさせる。	CW	5~6月	6月初旬 7月初旬	医師の指示どおり、忘れずに服薬をするようになる。
③	薬を、事前に服薬時期に併せてまと	CW	4月末	5月初旬	服薬時期に併せて、薬をまとめることができ

	めさせる。				る。
--	-------	--	--	--	----

新個別協議票様式 案-2

大 目 標	フルタイムでの就労の開始
目標達成期限	16年7月（4ヶ月後）

大目標達成のための小目標	実行者	内 容	頻 度	期限(期間)	期待される変化 (評価指標)
履歴書の書き方の教示	CW	履歴書を書かせる	1回	4月末	履歴書を書けるようになる。
面接の仕方の教示	CW	面接に当たっての留意点や心構えを教える	1回 (会社訪問前に再確認)	4月末	自信を持って面接を受けられるようになる。
職安への同行	CW	求人票の閲覧及び会社紹介方法を教える。	月1回	4月～7月	CLのみで紹介を受けることができる。
就労情報の提供	CW	職安情報を提供する。	2週間に一回	4月～7月	
		求人紙のコピーを提供する。	〃	〃	
求職活動状況票の提出及び求職状況確認	CL	定期的に求職活動状況票の提出させる。	毎月5日まで	〃	意欲的に求職活動を行う。
	CW	求職状況を確認する。	毎月5日	〃	真摯に求職活動を行っていることが確認出来る。

現在の個別協議票を使用しての記載例(案—1の事例)

16 年 度		年 度	
問 題 点		問 題 点	
01	<p>現状：・高齢単身者。〇〇病で入退院を繰り返す。</p> <p>・自宅での定期的な服用が行われてないのが疾病増悪の主因である。</p> <p>・医師処方薬が余っている。(薬の種類は1種類である。)</p>		<p>課題：①薬を飲まない</p> <p>目標：①医師の指示どおり、朝、昼、夜、きちんと服薬をする。</p> <p>要因：</p> <p>① 服薬についての理解が不十分である。</p> <p>② 薬そのものを忘れることがある。</p> <p>③ どの薬を飲めばよいかよくわかってない。</p>
処 遇 方 針		処 遇 方 針	
01	<p>処遇方針：</p> <p>① 保健師同行のうえ、服薬の必要性について説明をする。</p> <p>② カレンダーに、服薬をした日の印をつけさせ、自己管理をさせる。</p> <p>③ 事前に服薬時期に併せて薬をまとめておく。</p>	<p>指導時期</p> <p>4月末</p> <p>5～6月</p> <p>4月末</p>	<p>評価：5月末</p> <p>評価：6月初旬 7月初旬</p> <p>評価：5月初旬</p>

3 具 体 事 例

(1)ーア 高齢単身だが、日常生活に問題なし。在宅生活の継続を支援する。

現 状	① 78歳、単身者。 ② 家事は自己で行っており日常生活に問題なし。 ③ ADLの低下なし。要介護認定は受けていない。(自立) ③ 姪や友人(〇〇)と交流あり。心配事は姪に相談している。 ④ 友人とはお互いの自宅を行き来し、世間話をして過ごしている。一種の生きがいのようなものである。友人との交流を大事にしたいので、在宅生活の継続を望んでいる。 ⑤ △△病で、週1回××医院に通院中。過去、重複受診あり。		
課 題	在宅生活の継続		
目 標	① 在宅生活の継続を支援する。 ② 姪や友人との交流を継続させる。 ③ 定期的な通院を行わせる。また、重複受診を予防する。		
要 因 (原因)	上記③について、他人の意見に左右され、通院先を変えることが多い。		
処遇方針	処 遇 方 針	期 間 ・ 時 期	評 価 時 期
	① 日常生活の状況を把握し、生活のリズムが不規則でないか確認する。	訪問の都度	訪問の都度
	② 姪や友人との交流状況を把握する。姪にもあつて確認する。	〃	〃
	③ 心配事があれば、力になれるので何でも相談するよう説明をする。	5月	
	④ 通院状況、服薬状況、体調の確認を行う。	訪問の都度	〃
	⑤ 重複受診の弊害についての説明を行う。	5月	9月

現在の個別協議票を使用しての記載例

16 年 度		年 度	
問	題 点	問	題 点
01	<p>現状：・78歳、単身者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事は自己で行っており日常生活に問題なし。ADL の低下なし。 ・姪や友人（〇〇）と交流あり。心配事は姪に相談している。 ・友人とはお互いの自宅を行き来し、世間話をして過ごしている。一種の生きがいのようなものである。友人との交流を大事にしたいので、在宅生活の継続を望んでいる。 ・△△病で、週1回××医院に通院中。過去、重複受診あり。 		<p>課題：①在宅生活の継続</p> <p>目標：①在宅生活を継続させる。 ②姪や友人との交流を継続させる。 ③定期的な通院を行わせる。 ④重複受診を予防する。</p> <p>要因：上記③④について、他人の意見に左右され、通院先を変えることが多い。</p>
処 遇 方 針		処 遇 方 針	
01	<p>処遇方針：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活の状況を把握し、生活のリズムが不規則でないか確認する。 ③ 姪や友人との交流状況を把握する。姪にもあつて確認する。 ③ 心配事があれば、力になれるので何でも相談するよう説明をする ④ 通院状況、服薬状況、体調の確認を行う。 ⑤ 重複受診の弊害についての説明を行う。 	<p>時期</p> <p>訪問の都度</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>5月</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>5月</p>	<p>評価：訪問の都度</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>評価：8月</p>

(1) 一イ 高齢単身者。日常生活やや困難である。週2回家事援助ヘルパー利用中

現 状	① 75歳、単身者。 ② 血圧が高く、昨年、脳梗塞で2ヶ月間入院、その後、介護保険を利用開始。 ③ 要支援、週2回家事援助ヘルパー利用中（調理、洗濯、掃除）。 ④ 現在のところ入浴や排泄は自己で出来ている。 ⑤ 食事は減塩食である。 ⑥ △△病で、週1回××医院に通院中。 ⑦ 近くに長男と次女（共に結婚している）が居住しており、時々、食事の用意や洗濯など日常生活の面倒を見ている。 ⑧ 在宅生活の継続を希望している。		
課 題	在宅生活の継続		
目 標	① 介護状態に陥らないよう在宅生活の継続をさせる。（入院を予防する。） ② 介護保険の家事援助を継続させる。 ③ 長男、次女の家事援助を継続させる。 ④ 定期的な通院を行わせる。		
要 因 (原因)	① 食事療法が守られていない。 ② 時々、薬を飲まないことがある。		
処遇方針	処 遇 方 針 ① 日常生活の状況を把握する。 身体状況を観察する。 在宅生活が可能か住居の構造を確認する。 ② 介護サービスの家事援助の内容が主の希望どおり行われているか確認する。 ③ 介護保険の利用状況をケアマネージャーやヘルパーとの連携により確認する。 ④ 長男、次女の家事援助内容を把握する ⑤ 主、長男・次女に対して要介護状態に陥らないように助言、指導をする。 ⑥ 食事療法の実施状況について確認する。 ⑦ 長男、次女に服薬の管理を行わせる。 ⑧ 通院状況、服薬状況、体調の確認を行う。	期間・時期 訪問の都度 5月（ケアプラン作成時） 5月、3ヶ月に一度 訪問の都度 // // // //	評価時期 訪問の都度 ケアプラン作成時認定更新時 訪問の都度 // // // //